総会（第５回）議事録

１　開催日時　令和８年８月２６日（水）１４時００分～１６時１０分（議案審議）
２　開催場所　市役所第８会議室
３　出席委員（３３名）
　〇農業委員（１８名）
　　会長　１５番　川本　康代
　　１番　浅井　和巳　　２番　城山　正巳　　３番　原口かよ子　　４番　山口　明美
　　５番　田川　康浩　　６番　渡邉　幸男　　７番　一瀬　　晃　　８番　福田　文夫
　　１０番　朝長　洋市　１１番　開田　陽子　１２番　田川　正道　１３番　渡邊　和秋
　　１４番　冨岡　勝真　１６番　山田　武人　１７番　岩﨑　義秀
　　１８番　小川　良一　１９番　大石　純子
　〇農地利用最適化推進委員（１５名）
　　１番　岩﨑　照美　　２番　松尾　慎二　　４番　加藤　和美　　６番　富浦　春男
　　７番　林　　敏弘　　８番　藤本　雅彦　　９番　山浦　弘之　１０番　井川　春彦
　　１１番　大塚　京子　１２番　吉村　友宏　１３番　久保　和幸　１４番　瀬戸口裕子
　　１５番　森　　良広　１８番　山口　周次　１９番　植田　正和
４　欠席委員（５名）
　〇農業委員（１名）
　　９番　川副　博司
　〇農地利用最適化推進委員（４名）
　　３番　田中　忠彦　　５番　朝長　卓也　１６番　野田　善則　１７番　山本　治義
５　議　　題　報告第１号　農地法第１８条第６項（合意解約）の規定による通知報告の件
　　報告第２号　農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件
　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請の件
　　第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請の件
　　第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請の件
　　第４号議案　農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件
　　第５号議案　市長の権限に属する事務の委任の件
　　第６号議案　農地等利用最適化推進施策に関する意見書について
６　事 務 局　局長　前田　哲弘
　　係長　中村　哲也、一瀬　芙美香
　　職員　梶原　良太、髙栁　佳祐

１　開会
〇事務局
　ただいまから「令和８年度第５回農業委員会定例総会」を開会いたします。
　それでは、総会の開会にあたり、川本康代農業委員会会長がご挨拶申し上げます。

２　会長挨拶
〇会長
　＜会長挨拶＞

３　総会成立の報告
〇議長
　それでは、総会の定足数について、事務局から報告をお願いします。

〇事務局
　出席委員は、定足数に達しております。
　本日の欠席委員は、９番川副博司農業委員、３番田中忠彦推進委員、５番朝長卓也推進委員、１６番野田善則推進委員及び１７番山本治義推進委員から欠席の届けがあります。
　１３番渡邊和秋農業委員及び１８番小川良一農業委員から遅刻の届出があります。

４　議事録署名人指名
〇議長
　次に、本日の議事録署名人を、２番城山正巳農業委員、１９番大石純子農業委員にお願いします。

５　議事
〇議長
　それでは、お手元の議案書を基に議案の審議に入ります。なお、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。議案書をお開きください。
　１ページ。報告第１号「農地法第１８条第６項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　１番三浦、今村町の農地、地目畑、合計面積４，１３２㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、８ページの促進計画１番と関連があります。
　２番三浦、今村の農地、地目田、合計面積１，０７４㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、８ページの促進計画２番と関連があります。
　以上です。

〇議長
　報告第１号について、ご質問等ありませんか。

　＜質疑なし＞

〇議長
　報告第１号を終わります。
　次に、２ページ。報告第２号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　１番三浦、今村町の農地、地目畑、合計面積４，１３２㎡。契約者は、記載のとおりです。本件は、８ページの促進計画１番と関連があります。
　２番三浦、今村町の農地、地目田、合計面積１，０７４㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、８ページの促進計画２番と関連があります。
　３番三浦、今村町の農地、地目田、合計面積６，３６３㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、８ページの促進計画３番と関連があります。
　以上です。

〇議長
　報告第２号について、ご質問等ありませんか。

　＜質疑なし＞

〇議長
　報告第２号を終わります。
　次に、３ページ。第１号議案「農地法第３条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　１番三浦、溝陸町の農地、地目畑、面積１，０４３㎡。申請者は、記載のとおりです。
　本件は、以前から耕作していた農地を、贈与によって取得するものです。
　場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。

〇議長
　それでは、１番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇三浦地区委員
　ここは、８月24日に、三浦地区の農業委員・推進委員全員で見て参りました。
　この土地は、造園業のための花木や花きを中心に栽培されている所です。
　譲受人のお父さんと譲渡人は、兄弟であります。従って、両者はおじと甥の関係に当たります。
　譲受人は、お父さんの元で、以前から就農されております。
　実の兄弟の跡継ぎへの贈与ということで、問題はないと見て参りました。

皆様のご判断、よろしくお願いします。

〇議長
１番三浦について、何かご意見、ご質問はありませんか。

＜質疑なし＞

〇議長
それでは、お諮りします。
１番三浦について、ご異議はありませんか。

＜異議なし＞

〇議長
ご異議がありませんので、１番三浦は許可することとします。
次に、２番大村を議題とします。それでは、事務局から説明をお願いします。

〇事務局
２番大村、東大村１丁目の農地、地目畑及び田、合計面積１１，０８２㎡。申請者は、記載のとおりです。
本件は、規模拡大のため、農地を売買によって取得するものです。
場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農用地内と農振内農用地外の農地です。

〇議長
それでは、２番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇大村地区委員
この土地は、田んぼが荒れている状態ですよね。ただ、一部、道路に面した所は作物を作っております。その他は、ほとんど雑草が生えてきている状態でした。
ただ、この下の方は農舎が建ってきてるんです。
だから、これは、私の考えですけれども。畑・田んぼで農作物を作るということですけれども、これが、今後、農舎になる恐れがあるという懸念があります。

〇議長
農舎がもし建つ場合は、また、それは申請が必要になってきます。

〇事務局
農舎は農業用施設になりまして。転用の４条の例外として、２００㎡を超えなければ許可は不要になっておりますけれども。届出で済みます。

ただ、２００㎡を超える場合は、必ず農地転用許可が必要になってきますので。農舎が建つとなれば、おそらく、２００㎡を超えてくるかと思いますので。

その辺は、地区の委員さんも、私たちもそうなんですけれども、気にかけながら。申請がなく何か転用をかけられてきたという事があれば、すぐ教えていただければ、早い段階でお話ができればと思いますので。よろしくお願いいたします。

それから、今回、農作物を栽培されるに当たって、今、木が生えたりとかもしてるそうなんですけれども。そういった所で、重機を一部に入れられるということは、話があってるみたいですので。まずは重機で綺麗にしてから、農作物を植えられるということで、事務局の方で話を聞いているみたいですので。それが、即、農舎を建てるという所と勘違いをなされないように、お願いしたいなと思っております。

〇議長

譲受人が、農作物を作られるということで申請を出されてますので。

大村地区の方でも、ちょっと様子を見ておいてください。

すみません。よろしくお願いします。

皆様から他に何か、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、お諮りします。

２番大村について、ご異議はありませんか。

＜異議なし＞

〇議長

ご異議がありませんので、２番大村は許可することとします。

次に、３番萱瀬を議題とします。それでは、事務局から説明をお願いします。

〇事務局

３番萱瀬、宮代町の農地、地目畑、面積２２３㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、新規就農のため、農地を売買によって取得するものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農用地内の農地です。

〇議長

それでは、３番について、萱瀬地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇萱瀬地区委員

萱瀬地区の委員の方で、先日、申請地の方の現地調査を行って参りました。

面積としては２２３㎡ということで。地域としては、中山間に入る地区だとは思います。

現状は、庭地になってはおりますけども。この方が、隣接されてる関係ですけども、管理をされてるみたいでした。行った時には、草刈りもしてありました。

家庭菜園も、その宅地の自宅の中にありまして。それに伴うような畑作りをしたいという

ことを、説明を受けました。
　まずは、「圃場作りをしなければいけませんね」ということと。あと、「イノシシ対策の方をしなければなりませんね」というような。今後に向けた話を委員の方でしました。
　ですので、新規就農者とはいえ、専門には出来られないかもしれませんけども。遊休地の活用ということで、隣接農家で管理も行き届くのではないかということで。
　特におかしくはないんじゃないかということで、委員の方で話をして参りました。
　皆さん、ご審議をよろしくお願いいたします。

〇議長
　３番萱瀬について、何かご意見、ご質問はありませんか。

　＜質疑なし＞

〇議長
　それでは、お諮りします。
　３番萱瀬について、ご異議はありませんか。

　＜異議なし＞

〇議長
　ご異議がありませんので、３番萱瀬は許可することとします。
　次に、４ページ。第２号議案「農地法第４条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　１番大村、武部町の農地、地目畑、面積１００㎡。併用地として利用予定の宅地を含む全体面積は３５０．４９㎡。申請者は、記載のとおりです。
　本件は、一般個人住宅木造２階建てを建築して子に貸与する計画です。
　場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第３種農地です。
　被害防除計画では、切土０．３０mから０．５０m、盛土なし、土留め工事を行うとしています。雨水排水は南西側の道路側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、南東側にあります。
　資金については、残高証明書を確認しています。

〇議長
　それでは、１番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇大村地区委員

ここは、住宅がものすごく密集している地域であります。
今現在、建っている家の脇に、僅かですけども、畑が残っていて。今回の新築計画により、農転の申請がなされたものです。
隣接する畑はありますが、面積はほぼ狭く、雑種地となっています。
何も問題ないと、見て参りました。
審議をお願いいたします。

〇議長
１番大村について、ご質問等はありませんか。

＜質疑なし＞

〇議長
それでは、お諮りします。
１番大村について、ご異議はありませんか。

＜異議なし＞

〇議長
異議なしということで、１番大村は、許可相当とします。
次に、５ページ。第３号議案「農地法第５条の規定による許可申請の件」の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
１番大村、赤佐古町の農地、地目畑、面積１８９㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。
本件は、譲受人が駐車場６台分を整備して運送会社に賃貸する計画です。また、一部は家庭菜園として利用する計画です。
場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第３種農地です。
被害防除計画では、切土なし、盛土最高０．３０m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、申請地内の集水桝を経由して南側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は、駐車場及び家庭菜園のため発生しません。隣接する農地は、ありません。
資金については、預金通帳の写しを確認しています。

〇議長
それでは、１番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇大村地区委員

たった今、事務局から説明があったとおり。
赤佐古町の住宅が、どんどん進行しまして。残された土地のような感じで。
駐車場と家庭菜園ですので、雨水の方も発生しませんので。
特に問題ないと、見て参りました。
ご審議を、よろしくお願いします。

〇議長
１番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

〇委員
道はあるんですか。
奥の方は、車の道がないんですよ。

〇事務局
奥の家庭菜園の方には、駐車場を通って行かれるような形になります。
特に、家庭菜園の専用の進入路は、今回、設けてはおられません。

〇議長
他に何か、皆様からありませんか。

〇委員
今回、駐車場と家庭菜園を計画されて。この後、数年後かもですけど、家庭菜園をまた駐車場に変えたい時には、同じような申請をしなくてはいけないんでしょうか。

〇事務局
今回、合わせての農地転用申請になりますので、ここの全体が、転用後は雑種地に変わると思いますので。家庭菜園をまた違うものにする場合は、特に許可申請は必要はないということになります。

〇議長
今回の転用申請で、農地ではなくなるということですね。よろしいですか。
他に何か皆様から、ご意見、ご質問はありませんか。
それでは、お諮りします。
１番大村について、ご異議はありませんか。

＜異議なし＞

〇議長
異議なしということで、１番大村は、許可相当とします。

続いて、２番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局

２番大村、久原１丁目の農地、地目畑、面積２５１㎡。併用地として利用予定の宅地及び雑種地を含む全体面積は５３８．３９㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、使用貸借権の設定です。

本件は、使用借人が自己住宅木造平屋建てを建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第３種農地です。

被害防除計画では、切土最高０．２０m、盛土最高０．４０m、法面保護をするとしています。雨水排水は、南側の排水溝を経由し西側の道路側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、西側及び南東側にあります。近隣農地への日照等については、建物の高さを６．３m程度に加減するとしています。

資金については、融資証明書を確認しています。

〇議長

それでは、２番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇大村地区委員

この日曜日、２３日に、大村地区農業委員・推進委員全員で、現地を見て参りました。

この譲受人の方は、この譲渡人の息子さんです。今、両親とお住まいですけど。新しく家を建てるということで、今回、申請がなされました。

ここの併用地の入口は、親戚の方の道と譲渡人の土地で、承諾をもらって、何ら問題はないようです。

周りはほとんど農地はありませんので、何ら問題ないと見て参りました。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長

２番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

＜質疑なし＞

〇議長

それでは、お諮りします。

２番大村について、ご異議はありませんか。

＜異議なし＞

〇議長

異議なしということで、２番大村は、許可相当とします。
続いて、３番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
３番西大村、古賀島町の農地、地目畑、面積１，８６０㎡。併用地として利用予定の雑種地を含む全体面積は１，９４１．２１㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。
本件は、譲受人が分譲宅地８区画を造成する計画です。
場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第３種農地です。
被害防除計画では、切土最高０．２m、盛土最高０．２０m、盛土規制法による許可申請が提出済である事を確認済です。土留め工事及び擁壁を設けるとしています。雨水排水は、南西側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、ありません。
資金については、残高証明書を確認しています。

〇議長
それでは、３番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇西大村地区委員
只今、説明をしていただきましたとおりです。
先日２３日の午後から、地区の委員で現地の方を確認しました。
当地区は、３方が宅地に囲まれて、また、１辺は道路ということで、農地には、接してないというような所になります。
これは、特別問題になるようなことはないんじゃなかろうか、ということで、現状確認をしてきました。
皆様のご審議を、よろしくお願いします。

〇議長
３番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

＜質疑なし＞

〇議長
それでは、お諮りします。
３番西大村について、ご異議はありませんか。

＜異議なし＞

〇議長
　異議なしということで、３番西大村は、許可相当とします。
　続いて、４番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　４番西大村、松並１丁目の農地、地目畑、合計面積２６５㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。
　本件は、譲受人が自己住宅木造平屋建てを建築する計画です。
　場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第３種農地です。
　被害防除計画では、切土なし、盛土０．４５ｍから０．５０ｍ、土留め工事を行うとしています。雨水排水は、西側の道路側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、南東側にあります。近隣農地への日照等については、建物の高さを５．８ｍ程度に加減するとしています。
　資金については、融資証明書を確認しています。

〇議長
　それでは、４番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇西大村地区委員
　この一角だけが畑で、その内の約３分の２を、今回転用されるみたいですが。
　隣に畑がありますが。先ほども高さのことがありましたけど。現場を委員で見て来ましたけど、建てられて、問題はないと見てきました。
　審議のほど、よろしくお願いします。

〇議長
　４番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

　＜質疑なし＞

〇議長
　それでは、お諮りします。
　４番西大村について、ご異議はありませんか。

　＜異議なし＞

〇議長
　異議なしということで、４番西大村は、許可相当とします。
　続いて、５番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　５番竹松、今津町の農地、地目畑、面積２４８㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、使用貸借権の設定です。
　本件は、使用借人が自己住宅木造２階建てを建築する計画です。
　場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第３種農地です。
　被害防除計画では、切土なし、盛土最高０．５０m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、東側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、北側から西側にあります。近隣農地への日照等については、緩衝地を１．２m程度設けるとしています。
　資金については、融資証明書を確認しています。

〇議長
　それでは、５番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇竹松地区委員
　２３日に、農業委員・推進委員４名と、現地の確認をして参りました。
　申請地は、一部ハウスにもかかるようなんですけれども、ここの農地が譲渡人の農地ということで、了承を得られているようですので、隣接する農地に問題はないと見て参りました。
　皆様のご審議のほどを、よろしくお願いします。

〇議長
　５番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

　＜質疑なし＞

〇議長
　それでは、お諮りします。
　５番竹松について、ご異議はありませんか。

　＜異議なし＞

〇議長
　異議なしということで、５番竹松は、許可相当とします。
　続いて、６番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　６番竹松、富の原２丁目の農地、地目畑、合計面積５９４㎡。申請者は、記載のとおりで

す。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。
　本件は、譲受人が分譲宅地３区画を造成する計画です。
　場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第３種農地です。
　被害防除計画では、切土なし、盛土０．２５ｍから０．４０ｍ、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、開発地の東側に道路側溝を新設し、北側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、ありません。近隣農地への日照等については、建物の高さを７．０ｍ程度に加減するとしています。
　資金については、融資証明書を確認しています。

〇議長
　それでは、６番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇竹松地区農業委員
　今、事務局が説明されましたとおりで。
　２３日に、委員４名で回って確認しております。
　場所は、周辺には畑がありますけども、これはほとんど耕作がないような状態でございました。
　あとは、農地はありません。雑種地と道路と宅地でございます。
　何ら、排水等も問題ないということでございますので。大丈夫だと思います。
　ご審議お願いします。

〇議長
　６番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

　＜質疑なし＞

〇議長
　それでは、お諮りします。
　６番竹松について、ご異議はありませんか。

　＜異議なし＞

〇議長
　異議なしということで、６番竹松は、許可相当とします。
　続いて、７番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　７番竹松、富の原２丁目の農地、地目田、現況畑、面積９７０㎡。申請者は、記載のとお

りです。契約は、売買です。
　本件は、譲受人が貸家木造２階建て１０棟を建築する計画です。
　場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第３種農地です。
　被害防除計画では、切土なし、盛土最高０．２０ｍ、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、南側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、東側及び西側にあります。近隣農地への日照等については、緩衝地を１．０ｍ程度設けるとしています。
　資金については、残高証明書を確認しています。

〇議長
　それでは、７番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇竹松地区委員
　同じく２３日に、４人で回りまして。
　周辺の畑は、人参を栽培されております。一応、両方、左側の畑・西側の畑の耕作者の方には了解を得ていると、事務局から確認をしております。
　あとは、雨水についても、道路の方に流す。真ん中に道を作って、既存の道路の方に流れて行くということで、畑に流出するということはないと思っております。
　ご審議願います。

〇議長
　７番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

　＜質疑なし＞

〇議長
　それでは、お諮りします。
　７番竹松について、ご異議はありませんか。

　＜異議なし＞

〇議長
　異議なしということで、７番竹松は、許可相当とします。
　続いて、８番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　８番竹松、黒丸町の農地、地目田、現況畑、面積２１６㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が事業で不足している駐車場５台分を造成する計画です。
場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第３種農地です。
被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、西側の側溝へ放流。汚水生活雑排水は、駐車場のため発生しません。隣接する農地は、北側にあります。
資金については、預金通帳の写しを確認しています。

〇議長
それでは、８番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇竹松地区委員
今、事務局の方から説明があった場所でございます。
竹松地区農業委員・推進委員４名で現地を確認をしております。
説明のとおり、西側、それから南、東側は、道路で囲まれております。
北側に畑がございますが、利用状況は家庭菜園的な利用という風な感じて見て参っております。その畑との間にも、道路からの乗り入れ口がございまして、１本道路が通っております。
特に、転用に関して問題はないという風に、判断をして参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長
８番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

＜質疑なし＞

〇議長
それでは、お諮りします。
８番竹松について、ご異議はありませんか。

＜異議なし＞

〇議長
異議なしということで、８番竹松は、許可相当とします。
続いて、９番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
９番福重、沖田町の農地、地目畑、面積３３２㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。
本件は、譲受人が理容室兼自己住宅木造平屋建てを建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第３種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高０．４０m、コンクリートブロックを設けるとしています。雨水排水は、浸透桝を設置。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、ありません。近隣農地への日照等については、緩衝地を１．９m程度設けるとしています。

資金については、融資証明書を確認しています。

〇議長

それでは、９番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇福重地区委員

２４日に、現地確認をしまして。

店舗兼自己住宅を建設するということですが。

周りにハウスがありますが、北側ですので、日当たりは問題ないかと見て参りました。

ご審議、よろしくお願いします。

〇議長

９番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

＜質疑なし＞

〇議長

それでは、お諮りします。

９番福重について、ご異議はありませんか。

＜異議なし＞

〇議長

異議なしということで、９番福重は、許可相当とします。

続いて、１０番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局

１０番福重、今富町の農地、地目田、現況畑、面積１，１２０㎡。併用地として利用予定の雑種地を含む全体面積は１，１９４㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、賃貸借権の設定です。

本件は、賃借人が放課後児童クラブのための施設を建築して賃貸する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第３種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高０．４５ｍ。雨水排水は、北側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、西側及び南西側にあります。近隣農地への日照等については、緩衝地を３．５ｍ程度設けるとしています。

資金については、残高証明書を確認しています。

〇議長

それでは、１０番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇福重地区委員

今、事務局からありましたように。

一部、隣接地に田んぼがありますけど、日照等には何ら問題ないものと、判断をして参りました。

皆さんのご判断を、よろしくお願いいたします。

〇議長

１０番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

＜質疑なし＞

〇議長

それでは、お諮りします。

１０番福重について、ご異議はありませんか。

＜異議なし＞

〇議長

異議なしということで、１０番福重は、許可相当とします。

続いて、１１番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局

１１番福重、草場町の農地、地目畑、合計面積１７３㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が売却用の中古住宅の庭敷き及び家庭菜園を整備する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第２種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土なし、地先ブロックを設けるとしています。雨水排水は、南東側の新幹線側道の側溝及び南西側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は庭敷き及び家庭菜園のため発生しません。隣接する農地は、北側び西側にあります。

資金については、残高証明書を確認しています。

〇議長
それでは、１１番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇福重地区委員
ここは、売却予定の宅地の周りに、２か所申請地の農地があるわけです。
利用については、庭敷きと家庭菜園ということです。
面積的には小さい面積で、逆に、ここを農地として残した場合の方が、後々問題が発生する可能性がある、というような気がしております。
売却予定の宅地と一体的に開発していただいた方が、後々の問題はないんじゃなかろうか、と確認をいたして参りました。

〇議長
１１番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。
気になることがあれば、今の内に、この総会の時に、手を挙げて聞いてください。これが終わると、これで「ご異議がない」となれば、もう、これで決まってしまいますので。よろしいですか。

〇委員
これ、超過理由書って次のページにあるんですけど、これは特別な分ですか。

〇議長
宅地としては、５００㎡を、一応、限度としているんですが。

〇事務局
今、会長が言われたとおり、一般住宅は５００㎡までの転用になっておりまして。今現在、宅地としてある部分を合わせると５００㎡を超えますので、その分に対して面積超過の理由を、こういった事で提出をしていただいております。

〇議長
今回、転用申請されたのと合わせたら５００㎡を超えるから、転用面積超過理由書というのを付けてもらってます。
他に何かありませんか。

〇委員
同じ、その超過理由書なんですけど。
５００㎡超えたら超過理由書が必要、というのは分かったんですけど。これは、それを出せば幾らでもＯＫってことなんですか。

〇事務局
　それは、幾らでもＯＫというわけではなくて。その理由に、ちゃんとした納得できる理由が書かれておれば良いんですけれども。
　そういった通らない理由というか、やはり一般的に考えても「ちょっと、それは超過理由にならない」という事があれば、受け付けないという形になります。

〇委員
　その超過理由の具体例というのは。

〇事務局
　有効に使える所が５００㎡になってきますので。
　有効面積が５００㎡を超える場合に超過理由書が必要になります。進入路と崖は、元々が有効面積に入りません。
　例えば、「もう、３０㎡しか農地が残りませんよ」「１０㎡しか残りませんよ」というときに、「農地として活用ができない」ということで、５１０㎡までになるけれども、それは超過理由書によって可能となるという形です。

〇議長
　家の転用申請が出た時に、家を１軒建てますよ、という時に、やはり５００㎡を超えたら、これは付けないとと、大体なります。

〇事務局
　ちなみに、農家住宅は１，０００㎡までということになりますので。
　農家住宅は、どうしても小屋が必要となってきて。農機具とか置くスペースが必要となってきますので、１，０００㎡までは良いとなっております。

〇議長
　他に何か。
　せっかくですので、総会の時に必ず、何か気になる事があったら、手を上げてご質問ください。
　本当に、ここで許可が下りたら、次の段階に、許可相当になっていきますので。
　よろしくお願いします。
　他に何か、皆様、ありませんか。
　それでは、お諮りします。
　１１番福重について、ご異議はありませんか。

　＜異議なし＞

〇議長
　異議なしということで、１１番福重は、許可相当とします。
　続いて、１２番松原を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　１２番松原、東野岳町の農地、地目畑、面積２３８㎡、実測面積４９４．５０㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。
　本件は、譲受人が特定建築条件付売買予定地１区画を造成する計画です。
　場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第２種農地です。
　被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、南側の里道に雨水管を埋設し、さらに南側の県道側溝へ放流。汚水生活雑排水は合併浄化槽を設置するとしています。隣接する農地は、ありません。
　資金については、残高証明書を確認しています。

〇議長
　それでは、１２番について、松原地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇松原地区委員
　農業委員３人で、２２日に、現地確認に行きました。
　今さっき、事務局の方から話されたように。
　周りは道路で囲まれてしまっております。隣接する農地、畑とか田んぼはありません。
　ですから、我々は見て来て、大丈夫だろうということで。
　皆さんのご審議の方、よろしくお願いします。
　ここは、かなりの高地です。高い所ですので、水が流れるということに関しては、別に問題ありません。

〇議長
　１２番松原について、何かご意見、ご質問はありませんか。
　ここで、特定建築条件付売買予定地って分かりますか。
　事務局から説明お願いします。

〇事務局
　通常、宅地造成のみというのが、第３種農地しかできないようになっております。
　だから、今回の場合は、第２種農地ですので、建物まで建てて売るような形で、特定条件付きという風になっております。

〇松原地区委員

我々も、家の間取りあれこれ全部あって、申請を貰った時に、これは建売住宅と思った。
建ててから売られるものなのか、単なる予定地という形なのか、ということで、どうなってるんだろうか。

〇事務局
第２種農地ですので、「建築を条件として、許可をします」というような所になります。
建築までということですね。

〇松原地区委員
期日はまだ分からないんですよね。

〇事務局
相手が決まってから建てて売っても良いという事になりますので。
買う側が、建築物を決めて。例えば、違うハウスメーカーが建てて、売るという形もあります。土地だけ売るということができない、という所になります。

〇議長
よろしいですか。
他に何か皆様から、ご意見・ご質問ありませんか。
それでは、お諮りします。
１２番松原について、ご異議はありませんか。

＜異議なし＞

〇議長
異議なしということで、１２番松原は、許可相当とします。
次に、８ページ。第４号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
促進計画は貸付申込者と借入申込者と農地中間管理事業の公益財団法人長崎県農業振興公社の原則３者契約となります。
本議案は、５件の集積配分計画となります。
時間の都合上、新規配分のみご説明します。
４番大村。利用権を設定する農地は、東大村１丁目２６８０－２２ほか計２筆、合計面積９，３６１㎡。借入申込者は、さつまいもを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。
本件の８月の促進計画面積は合計欄に記載のとおりです。
以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項各号の要件を満

たしているものと考えられます。

〇議長
　それでは、第４号議案について、ご質問等ありませんか。

〇委員
　ちょっとお尋ねですけども。
　この方は高齢ですよね。それで、５年間契約になってるんですけど。

〇委員
　娘さんがおられます。
　家族協定を結ばれています。

〇委員
　高齢で５年だから、「経営は大丈夫かな」と思ったものですから。
　そういうことであれば、分かりました。

〇委員
　借入申込者は、認定農業者で、娘さんと共同申請で上げられておりますので、問題ないかなと。

〇議長
　他に何かありませんか。
　それでは、お諮りします。
　第４号議案について、ご異議はありませんか。

　＜異議なし＞

〇議長
　ご異議がありませんので、第４号議案は計画のとおり要請することとします。
　次に、９ページ。第５号議案「市長の権限に属する事務の委任の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　まず、タブレットをご覧ください。国の法令や公示事項を国民に知らせるための国の広報誌「官報」になります。
　本年７月３１日公布の農地法施行令の改正により、大村市が本年１０月１日からの農地法第４条第１項に規定する指定市町村に指定されました。これにより、これまで長崎県知事が許可していた農地法第４条及び第５条の農地転用について、１０月１日以降は大村市で許可

することとなります。
　なお、タブレットの通知文のとおり、指定は市長が受けますが、地方自治法第１８０条の２の規定により、市長は、その権限に属する事務の一部を、協議の上、委員会又は委員長に委任することができます。そのため、本議案のとおり、「大村市農業委員会に対する事務委任規則」を市が新たに制定し、農地法第４条及び第５条の農地転用の許可について農業委員会に委任するための協議を求めらています。
　農業委員会へ委任される事務の内容としては、これまでは、市農業委員会で審議し、その後県へ進達。県で審議、許可され市に許可通知という流れになっていましたが、委任後は、市農業委員会で審議し、その後農業委員会で許可通知となります。転用審議に係る事案に対する許可事務の責任は重くなりますが、メリットとしては、県への進達等の事務処理が減ることと、申請から許可までの時間が短縮されることとなります。また、指定市町村である市が行うもので地域振興上等、必要性が高いと認められる場合は農地転用の許可が不要となります。
　それでは、本年１０月１日施行予定の大村市農業委員会に対する事務委任規則（案）についてご説明します。議案の内容をご覧ください。
　委任内容は第２条に記載の事務になります。
　内容として、第１号及び第５号が、農地法第４条及び第５条の農地転用の許可に関することです。
　第２号は、農地転用が完了するまでの間の実施状況について報告することその他の必要な条件を付けることです。
　第３号及び第６号は、国又は県等が農地転用をする場合に、国又は都道府県等と指定市町村の長との協議が成立することをもって許可があったものとみなされる内容のことです。
　第４号及び第７号は、指定市町村の長は、国又は県等と農地転用の協議を成立させようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聴かなければならないという内容です。
　第８号は、農地法による買収その他の処分をするため必要があるときは、その職員に他人の土地又は工作物に立ち入って調査させ、測量させ、又は調査若しくは測量の障害となる物を除去させ、若しくは移転させることができる内容です。
　第９号は、前号の場合に、あらかじめ、その土地又は工作物の占有者にその旨を通知または公示を行うことです。
　第１０号は、第９号の土地又は工作物の所有者又は占有者が同項の規定による調査、測量又は物件の除去若しくは移転によつて損失を受けた場合には、その者に対し、通常生ずべき損失を補償することです。
　第１１号は、農地法を施行するため必要があるときは、土地の状況等に関し、農業委員会又は農業委員会ネットワーク機構（農業会議）から必要な報告を求めることです。
　第１２号から第１６号までは、違反転用に対する処分や命令書の交付、原状回復等の措置、公表等に関する内容です。
　第１７号は、４ｈａを超える転用について、当分の間、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならないという内容となります。
　以上です。

〇議長
　それでは、第５号議案について、ご質問等ありませんか。

〇委員
　さっきの、転用が不要な場合があるというのは。
　それと、もう１つ。他の、例えば３条なんかは全く変わらないんですか。

〇事務局
　先程申し上げました、大村市が、今度、指定市町村になりますけれども。具体的な例を挙げますと、今度鬼橋坂口線が新設をされると思います。
　その道路は収用となりますけれども、そこは関係がありませんけども。
　その道路の周辺整備ということで、大村市が周辺の農地を、約１３ｈａあるんですけれども、そこを開発をしまして、その後、商業施設なり何なり、企業の方と契約を結んで、という形になろうかと思うんですけれども。そういった場合には、通常１３ｈａの農地を転用する場合というのは、農地転用が当然必要になるんですけれども。指定市町村は、許可権者ですので、市が行う、そういった地域振興上必要な施設ということであれば、農地転用の許可は不要という風になります。
　さしあたって、今、考えられるのはそういったところになります。

〇委員
　３条は。

〇事務局
　元々、３条は、市が許可権者となっております。
　４条・５条の分が、今回、許可権者ということになるようになります。

〇議長
　市の権限が大きくなります。
　指定市町村の許可権者という。

〇委員
　農用地除外は、どうなるか。

〇事務局
　農用地除外については、特に権限移譲はないですので、今までどおり、農林水産振興課の方に申請をするような事になって。それで、農業委員会は、その意見を求められる、という形になります。
　今までと同じです。

〇議長
　農用地除外・３条に関しては、今までと変わらない、という。
　４条・５条に関してが、指定都市の許可権者と大村市がなるために、もう、ここで協議をしたのは、ここで決まる。その日の内に。「許可相当」じゃなくて、「許可します」になります。
　だから、一応、皆さんが、転用申請が出た時には。現地の確認というのは、今までもしっかりされてきたと思いますけど。気持ち的には、それ以上に。ここで、もう決まってしまうので、しっかりと思いながら、現地確認をしていただきたいと思います。

〇委員
　先月も色々問題があったんですが、みなし許可って出たですよね。
　それの問題と、もう１点は、違反転用。違反転用に関して、罰則が優しいですよね。結局、注意しても、罰則が優しいものだから、違反転用した人がなかなか言うこと聞かれないわけですよね。それで、今後、この罰則がどういう風に変わるのか。

〇事務局
　まず、みなしのお話をされたと思います。県の開発行為の許可は、今までと変わりませんので。盛土規制法のみなし許可ということなんですけれども。それは、県の開発自体は、別に何ら変わりませんので。県の開発をするにあたって、盛土法の許可も、一緒にみなしで下りるという形になります。
　だから、農地転用の許可は、県の開発許可が終わってから、許可書を出すという形になります。
　盛土の申請は、通常は、その申請がなされていないと、うちは受け付けはしません。盛土の申請があって初めて、転用の申請書を受け付けるという形になります。
　ただし、３，０００㎡を超える開発に関しては、県が開発行為というのを許可を出して。県が開発の許可を出すので、その中で盛土の検討も一緒にされますので。だから、開発の許可が下りれば、盛土の許可が下りたということに。３，０００㎡を超える分は。
　それは、今回の権限移譲には全く関係ないところになります。

〇委員
　それで、さっき言った違反転用で、山林をして。あそこは３，０００㎡以上あった。それで、県から「もう、しないように」ということだったけど、本人に対しては、全然罰則とかないですよね。違反転用に対して。
　それと、もう１件あったんですけど。砕石を運んで来て、コンクリートの灰も運んで来て、そこにそのまま、山の方に捨てておられた。「何をするんですか、これ。農業委員会に言って」と言っても、なかなか、今だに。ちょっと減りはしたんですけどね。まだ。

〇議長

現状回復をしておられないんですか。

〇委員
原状回復というか。そこに、やはり建物を建てたい。なんで、違反転用してるわけですね。
そういうのの、罰則規定というような、厳しい規定とかないですよ。

〇事務局
違反転用に関しても県の指針のままで、許可がうちに下りた、ということになりますので。
今までは、違反転用があった場合は、まずは市が対処します。それでも聞かないときは、県の方に報告をしてるんですけれども。
それが、県の方には、もう報告しません。権限が下りて来ますので、大村市で対応するという形にはなりますけども。対応する内容としては何ら変わりはない、という感じであります。
ちなみになんですけれども、違反転用があった場合は、もし別の農地転用許可申請が出た場合は、もう受け付けないという形にはなります。

〇議長
その業者からは受けられない、と。
他に何か、皆様からご意見、ご質問ありませんでしょうか。
なければ、それでは、お諮りします。
第５号議案について、ご異議はありませんか。

＜異議なし＞

〇議長
ご異議がありませんので、第５号議案は異議のない旨を回答することとします。
次に、追加議案の第６号議案「農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
令和８年度の農地等利用最適化推進施策に関する意見書案ということでまとめたものを、本日追加議案として、本総会に上程させていただます。この内容につきましては、５月から７月までの理事・幹事会において協議を重ね、本日の総会前に開催しました理事・幹事会でご承認をいただいております。なお、本総会でご承認いただけた場合は、８月31日に、市議会議長及び市長に対して、要望書、意見書という形で提出をさせていただく予定にしております。
それでは、タブレットの「追加議案」をご覧ください。意見書（案）になります。
まず、表紙の次のページをご覧ください。ここでは、我が国の農業経営を取り巻く環境や、本市の状況などを説明し、農業委員会等に関する法律第38条第１項に基づいて、意

見書を提出する旨を記載しています。
　次に、１ページをご覧ください。ここからが意見書の項目となります。見方としましては、各項目の前に四角囲みで「新規」「変更」「継続」の区分と「重点項目」の表示を行っています。また、変更や新規の場合は、該当する文面に下線を引いています。
　今回の説明としましては、昨年度からの「継続」以外の、「変更した項目」と「重点項目」を説明をさせていただきます。本年度は全１３項目での３項目の重点項目の要望ということで、うち新規が２件、変更３件、継続８件ということでまとめております。
　それでは、大きな項目の１の「担い手への農地利用の集積・集約化」についてということで、３項目を挙げております。変更項目として、（１）の「地域計画の推進」についてです。昨年８月に４３地域の策定がすべて終わり、運用２年目となります。この計画は作って終わりという計画ではありません。作成後１０年間はブラッシュアップしながら、随時見直しを行っていくという作業が続いていきます。１０年間、市がしっかり体制を作っていっていただきたいという内容でございますので、下線部分の「地域計画のさらなるブラッシュアップ」という文言を追加しております。
　次に、大きな項目の２、「耕作放棄地の発生防止・解消」というところです。ここも３項目を挙げております。そのうちの新規項目として、（３）になります。２ページをご覧ください。
　理事・幹事会の中で、「異業種の方が農業者並みに農業をやられていて、そういう人に対する支援ができないか」とのご意見をいただき、兼業農家を含む小規模経営農業者でも活用が可能となるように、補助制度の対象や利用方法の見直しを検討いただきたいという内容を、今回、新たに追加しております。
　続きまして、大きな項目の３、「新規参入の促進と労力支援」というところで、４項目を挙げております。変更項目として、（２）の「中山間地域における担い手不足の対策」というところです。大村市の中でも、中山間地域においては人口が減少し、地域を守っていく方々が減ってきている状況です。そこで、定住促進として、空家の住宅リフォーム費用等に対する補助金の創設を、市として進めていただきたいという内容です。それに加えて、下線部分になりますが、農作業を省力化するための、除草作業ロボットの導入などに対する補助金の補助率を、時限的に今年度までが２分の１とされているところを、継続していただきたいという内容を追加しております。
　次に、変更項目として、（３）です。こちらは重点項目となります。「農繁期における労力支援」というところで、縁故者やシルバー人材センターなどへの作業依頼も人材確保が困難な状況で、マンパワーが不足しているということで、支援体制づくりを検討していただきたいという内容です。それに加えて、下線部分ですが、資材高騰の影響により農業経営が困難な状況であるため、農作業の作業委託などに係る費用、例えば、草刈りや防除、収穫などの作業委託費用などの補助制度の創設をしていただきたいという内容を追加しております。
　３ページをご覧ください。
　次に、新規項目として、（４）の「チャレンジ農業施設の整備」のところです。こちらも重点項目となります。令和５年度に一度挙げている項目でもあり、新規就農者向けのトレーニングファームの創設を求める内容となります。就農し始めて大きな施設の投資をする前

に、こういったトレーニングファームで実力を付けて就農していただきたいということから、新規項目として追加しております。
　大きな項目の４です。「魅力ある農業の実現」というところで、２項目を挙げております。これは１０年ぐらい継続要望しているところで、昨年度も重点項目とさせていただいていました。（１）が農家の所得向上のために一番効果がある産直の整備・拡充を考えていただきたいという内容にしております。
　最後に、大きな項目の５です。「有害鳥獣対策」ということで、これは昨年度と同じ内容で、継続項目としております。
　以上、意見書（案）となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長
　ただいまの事務局の説明について、ご質問等ありませんか。

〇委員
　トレーニングファームということで、私も前回見て来たんですけど。
　今、県央農協では、ミカンを主体にしてますよね。それで、トレーニングファームと言って、個人の家に研修に行かれるような方式に。
　何年前だったか、嬉野に行きましたよね。そこでトレーニングファームって、立派なのがあったですよね。研修されて、研修後も農協主体でハウスを建てられて、立派にされてる現実を、見て来たでしょう。
　こっちも、もっと大きな夢を持って。ミカンじゃなくて、キュウリとかトマトとか。「あんな風なトレーニングファームを作ってもらえればなあ」と。もっと大きな夢を持って、県央農協にやってもらいたいなと、ずっと思っております。

〇事務局
　実は、県央農協の方で、今、３ブロックに分かれて協議をされているところなんですけれども。まずは、諫早ブロックですね。それから、大村ブロック。それから、東彼３町ブロックということで。今、丁度、県央農協の方で話をされているところで。諫早ブロックと東彼３町ブロックは、トレーニングファームの構想が、今、出されているところで。それに向かって、今、取り組みを。まだ構想段階でありますけれども。そういった土地の選定とかも、まだ済んでいないような状況ではありますけども。それに向かって、進められているところでございます。
　大村ブロックだけが、そういった、先ほど言われたように、ミカンの方の、ということで。鈴田内倉の基盤整備の中で、そこでされている方が講師となって、新規就農者を募集をするというような、そういった構想になっておりますので。
　できれば、先ほど委員も言われたように、「大村ブロックの方も、是非、トレーニングファームの構想を持っていただきたい」といった要望をさせていただいて。内容を、意見書に入れさせていただいたところでございます。

〇議長
　佐賀なんかは、知事さんがものすごく意欲的に、「それをやろう」と言って、補助金も出しておられるんですよね。
　トレーニングファーム作っていただくためにも、声をずっと上げていかないと、と思っています。
　他に何か、皆様からご意見、ご質問ありませんか。

〇委員
　５番に有害鳥獣対策について、というのがあるんですけど。これは、何年したら、メッシュを取り替えてもらえるんですか。
　メッシュの中に、また電柵をして、作ってるんですよね。だから、メッシュの意味がないのかな、と思って。メッシュはしてあっても、これは古いのですから、イノシシが入って来てるんだろう、と思うんですけど。
　だから、そんな対策は、どのように考えておられるのか、と思ってます。

〇議長
　ちょっと、それは農林課の方に聞いてみないと、私達から詳しくは言えないので。

〇委員
　田んぼの中に、結構大きなメッシュがしてあったんですけど。

〇事務局
　それでは、具体的に、後程、農林水産振興課の方と協議をさせていただきますので。お時間がある時、詳しい情報をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

〇議長
　他に何か、皆様からご意見、ご質問ありませんでしょうか。

〇委員
　この内容とは、ちょっと違うかもしれないんですけれども。
　若手の方で新規就農をされた方とかと話をした時に。資金的に余力がなくて、農機具等を、メーカーからは買えなくて、個人でやっているような所の農機具屋さんから買った場合に、各メーカーだったり、農協の農機具センターだったり、という所が、修理等は受け付けてくれないんです。
　個人間で、例えば、ネットで買いました。で、メーカーに修理を頼みたいけど、メーカーが、「いや、うちで買ってないから、見ない」というようなことが、最近、出てきてる。というところで、市や県、もちろん国とか、そういう所から、そういうメーカー側とかだったり、ＪＡだったりに、「もっと面倒見てくれないか」と言ってもらえないか。
　皆さんが言うのは、「資金に余裕があれば、各メーカーから買いたい」。でも、まだ始めた

ばっかりで、資金に余裕もない。なかなか収益化も見込めない。というところに、なかなか農機具を上手く調達できないし、調達できても、面倒見てくれる所がない、というところで困っている、という風な話が出てるんですね。
　今後、若手を増やして新規就農を支えていこうという場合には、こういう要望の中にそういうのも出来れば１番良いのかな、という風には思うんですけども。

〇議長
　機械に関しては、農協の農機具センターみたいな所が、１番声掛けやすいしですね。

〇委員
　「ＪＡの農機具センターから断られた」と言われたんですよ。

〇議長
　そこを大事にしないとなのにですね。
　やり方を、少し考えないとですね。
　ありがとうございました。貴重な意見でした。色々教えてください。
　他に何かありませんでしょうか。
　今の委員のご意見は、次回の意見書の時に、しっかり反映させていきたいと思います。
　今回のは、現状の意見書について、皆さんのご意見を諮りたいと思います。
　それでは、お諮りします。
　第６号議案について、ご異議はありませんか。

　＜異議なし＞

〇議長
　ご異議がありませんので、第６号議案は承認することとします。
　それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。